

～ 会議開催結果の概要 ～

1. 作成日	令和7年8月25日（月）
2. 会議名	令和7年度 第1回海南市国民健康保険運営協議会
3. 開催日時	令和7年7月31日（木）午後1時25分から午後2時40分まで
4. 開催場所	海南市役所2階 第1委員会室
5. 議題及び結論	1. 会長及び会長代行の選出について 会長に榊原委員、会長代行に中家委員が就任 2. 令和6年度国民健康保険特別会計決算見込について 承認 3. マイナ保険証への移行について 4. 令和7年度の日程等について 5. その他
6. 発言の内容	議題1 会長及び会長代行の選出について 会長に榊原委員、会長代行に中家委員を選出 議題2 令和6年度国民健康保険特別会計決算見込について ◆委員からの質疑 1. 歳入歳出差引額が昨年度より約6,000万円増額となった理由について （事務局） 「県全体の国保の被保険者数が減少傾向にあることから、歳出となる全体の保険給付費の見込額が前年度より減額となったため、市から県に納める納付金が前年度と比べて約9,500万円の減少となり、歳出が減額となったことが要因であると考えている。」 2. 約1億2,000万円の繰越金の活用について （事務局） 「国・県等への交付金の返還金を除いた1億円を今年度末に基金へ積み立て、令和8年度以降の保険税負担を緩和するために活用していく予定である。」 3. 第三者行為の届け出の対象となるケース、具体例、手続きについて （事務局） 「交通事故、不当な暴力や傷害行為、他人の飼っているペットに噛まれた、飲食中などでの食中毒の場合である。第三者行為によるケガ等のケースでは、治療費は全額、加害者が負担すべきものとなるため、届け出をしてもらうことにより、保険者が負担した治療費を後日加害者に請求する仕組みとなっている。 令和6年度で届け出のあったケースは、赤信号での停車中の玉突き事故、コンビニ駐車場での車同士での接触事故、信号のない交差点での自転車と自動車の接触事故、歩行者と後方から走行してきた自転車の接触事故などであ

る。

手続きで必要となるのは、「第三者による傷病届」、「自動車安全運転センターより発行される交通事故証明書」、「事故発生状況報告書」、「同意書」などである。」

4. 国民健康保険が使えない場合や保険の給付が制限される場合について

第三者行為の未届けや保険給付の制限が適用されないケースを防ぐ方策について

(事務局)

「労働者が業務中や通勤中に第三者の行為によってケガや病気をした場合は、労災保険が適用されるため、保険診療は適用されない。

国民健康保険法では、酒酔い運転や無免許運転、30キロ以上の速度超過、自殺未遂、保険金目当ての自傷行為などは、保険給付を行わない。

ケンカや泥酔などが原因で負傷した場合、市町村の判断により、保険診療の全部または一部を制限することができると定められている。

故意の犯罪行為や疾病、負傷において、違法行為と事故による傷病との間に相当因果関係が認められ、道徳的又は社会的に非難される行為について、保険給付が制限される。

第三者行為による未届け等を防止するための方策は、「市のホームページや広報かいなんへの掲載」、「納税通知への啓発パンフレットの同封」、「医療費通知への掲載」などで毎年周知広報に努めるとともに、医療機関にも啓発ポスターの掲示や窓口等における届出の確認の協力を依頼し、負傷原因が第三者行為による場合は、市役所に届け出させていただくよう、被保険者に勧奨をさせていただいている。

これ以外にも、骨折・ねんざなどの第三者行為が疑われる傷病については、毎月、被保険者に対して直接、文書にて照会するとともに、令和3年度から本市消防本部から救急搬送記録等の情報提供を受け、さらに令和6年6月からは、県内消防から情報提供が受けられるようになっており、対象者と思われる方に文書にて照会を行い、未届けの防止や給付制限のケースの把握に努めている。」

5. 健康アプリの年代別登録者数、健康ポイントの利用状況、特定健診を受けた場合のポイント付与について

(事務局)

「健康アプリは、健康管理が必要な40歳以上の市民の方を対象に、歩数、脳トレ、食事、社会参加などのメニューの達成状況に応じて健康ポイントを付与し、獲得したポイントは日常の買い物などに使える。

登録者数は、令和7年3月31日時点で1,909人、年代別では40代323人(16.9%)、50代481人(25.2%)、60代515人(27%)、70代441人(23.1%)、80代143人(7.5%)、90代以上6人(0.3%)となっている。

ポイントの利用状況は、令和7年3月31日時点で約86万5,000ポイント、そのうち約18%の15万6,000ポイントが市内店舗やPayPayに交換されている。

特定健診については、特定健診受診のポイントを申請すると、令和 6 年度では 100 ポイント付与し、令和 7 年度では 2 年連続で特定健診を受診した場合、50 ポイント加点して 150 ポイントを付与する。

令和 6 年度に特定健診を受けてポイントを申請した人は 355 人、そのうち約半数の 179 人が国保の加入者となっている。」

6. 若い世代の人たちに受診していただくための取り組みについて
(事務局)

「健康アプリ事業も若い人たちへの受診勧奨ということでアプローチの 1 つになっていると考えている。

その他、40 歳になる前から健診への意欲を高めるために、35 歳以上の方を対象とした健診の実施、40 歳以上の若い世代に向けた受診勧奨の通知、30 歳代から 50 歳代までの国保加入者を対象とした生活習慣病予防のための運動教室を実施している。」

7. 特定健診の受診率向上に向けての未受診者の分析、電話勧奨について
(事務局)

「40 代、50 代で受診率が低く、年齢があがるにつれ、受診率は高くなっている。

男女比については、どの年代でも女性の方が受診率は高くなっており、例年その傾向である。

受診率の高めな高齢層の継続受診と共に、未受診者の多い若年層や新規国保加入者に向けての受診者の新たな獲得と継続受診が必要であると考えている。

令和 6 年度に実施した電話勧奨の状況は、電話をかけて本人が出たのは約 6 割、そのうち電話をした時点ですでに受診した、受診予約したのが 4 割、受診予定なしが 6 割、受診予定なしの中で受診すると意思表示したのが数パーセント、後は検討するというのが約半分、受診しないが約 4 割という状況であった。

通知勧奨、電話勧奨、ポスター掲示などいろんな方法を取り入れて、複数回勧奨を行うことで意識をもってもらい受診率向上を目指していきたいと考えている。

全世帯に電話をかけることは、なかなか難しいところもあるので、今年度はターゲットを絞って 6 年度に新規で受診された方の受診定着化を促す、今年度に国保に新規加入された方にがん検診も含めて特定健診を受診勧奨するために電話勧奨に取り組みたいと考えている。

インセンティブについては、若年層や健康に関心が低いような層のアプローチの 1 つに健康アプリが対策の 1 つになっていると考えている。他市の自治体の取り組みを含め、研究しながらいい方法があれば取り入れたいと考えている。」

8. 療養給費費が前年度と比べて 4,400 万円ほど増額となった理由について
(事務局)

	「高齢化や医療の高度化により、被保険者数は減少しているが、一人当たりの医療費は増加しており、今後もこのような傾向が続くと考えている。」 9. 高額な治療を受けられている人数について (事務局) 「高額な治療を受けられている方は、令和6年度では約40人で、そのうち8割は、抗がん剤を使ったがん治療や肝臓の疾患、肺高血圧症等での治療となっている。」 10. 医療費削減のための取り組みについて (事務局) 「国民健康保険制度を中長期的に安定運営していくためには、被保険者の健康増進、また、重症化予防や医療費適正化を推進していくことが重要と考えている。 本市では、疾病予防や早期発見のための健診の受診、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持っていただく、重複頻回受診の回避、お薬の正しい使用、後発医薬品の利用促進など、庁内関係課、県、医師会、薬剤師会等の関係機関とも協力しながら、多くの方の行動変容に繋がるよう取り組み、医療費の大幅な増加を抑制しながら、保険税負担の抑制に努めていく。」 議題3 マイナ保険証への移行について ◆委員からの質疑 1. 要配慮者が申請にいけない場合の資格確認書の交付について (事務局) 「高齢者施設等の福祉施設等の利用者で、認知症の方など、意思決定が困難な方で、本人による申請が難しい場合については、施設側で本人やご家族等の意向を踏まえて、委任状が必要となるが、親族の方や施設職員等による代理申請、郵送申請も可能となっている。 申請理由が介助の必要な方である場合は、1度申請頂ければ、国保加入期間中は毎年資格確認書を交付する。 マイナ保険証が使用できないためマイナンバーカードを返却しなければならないと考えている方もいると思うが、申請頂き資格確認書が交付されれば、マイナンバーカードを継続して持ち続けることも可能となっている。」 議題4 令和7年度の日程等について 第2回 令和8年1月29日(木) 午後1時30分から開催 議題5 その他 委員、事務局から意見等なし
7. 備 考	